

(目的)

第1条 県内において経済団体、労働団体、有識者、行政等が一体となって働き方改革推進に向けた取組みを議論し、県民運動として展開するため、とやま県民活躍・働き方改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 長時間労働の是正に向けた取組みに関する事
- (2) 柔軟で多様な働き方の推進に関する事
- (3) 女性の活躍推進に関する事
- (4) その他会議の目的を達成するために必要な事項に関する事

(組織)

第3条 推進会議は、委員30名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、経済団体、労働団体、業界団体及び行政の代表者等のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(役員)

第6条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、富山県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。

(役員職務)

第7条 会長は、会議を進行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(特別委員)

第8条 必要な意見を聴くため、推進会議に、特別委員を置く。

- 2 特別委員は、知事が委嘱する。

(会議)

第9条 推進会議は、知事が招集する。

- 2 推進会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が推進会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
 - (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合
 - (2) 公開することにより、推進会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 3 会長が必要と認めた場合は、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(女性の活躍推進委員会)

第10条 女性の活躍や働き方の見直しに向けた取組みを議論するため、推進会議に女性の活躍推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(事務局)

第11条 推進会議の事務局は、富山県総合政策局少子化対策・県民活躍課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。